

特定行為に係る看護師の研修にご理解とご協力をお願いします



市立豊中病院は令和8年度より特定行為研修指定研修機関に指定されました。

看護師の特定行為とは

医師の包括指示のもと、看護師が高度な判断を伴う医療処置を行える制度です。例えば、カテーテル管理や創傷処置など、患者の状態に応じて迅速に対応できる行為が含まれます。研修を修了した看護師が担うことで、医療の質向上やチーム医療の推進につながります。

参考ホームページ

○厚生労働省：特定行為に係る看護師の研修制度

LINK：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077114.html>

看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、実習で医師の指示を受け、特定医行為を実施します。

医師の指示に基づいて特定行為を実施しますが、患者さんから、特別なお申し込みがない限り、包括同意としてご了承頂いたものと判断させていただきます。

医師と連携し安全には十分配慮して行いますが、患者さんはいつでも拒否を申し出ることができ、それにより何ら不利益を被ることはありません。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。



特定行為に関する相談窓口：患者相談支援室

当院をご利用いただく患者さん及びご家族の皆様からの特定行為に関するご相談やご意見を受け付けております。
お気軽にご利用ください。

当院では特定行為研修修了看護師が 特定行為を実施しています

当院には、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」による所定の研修を修了した看護師が在籍しており、医師とともに作成した手順書に従い、以下の行為を実施しています。

- 栄養及び水分管理に係る投与関連
- 感染に係る薬剤投与関連
- 創傷管理関連
- 呼吸器関連
- 周術期麻酔関連

当院では研修を修了した看護師が、専門的な知識と技能を備え、診療の補助を行います。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



＜特定行為に関するご相談＞
市立豊中病院 患者相談支援室
TEL：06-6843-0101（代表）

